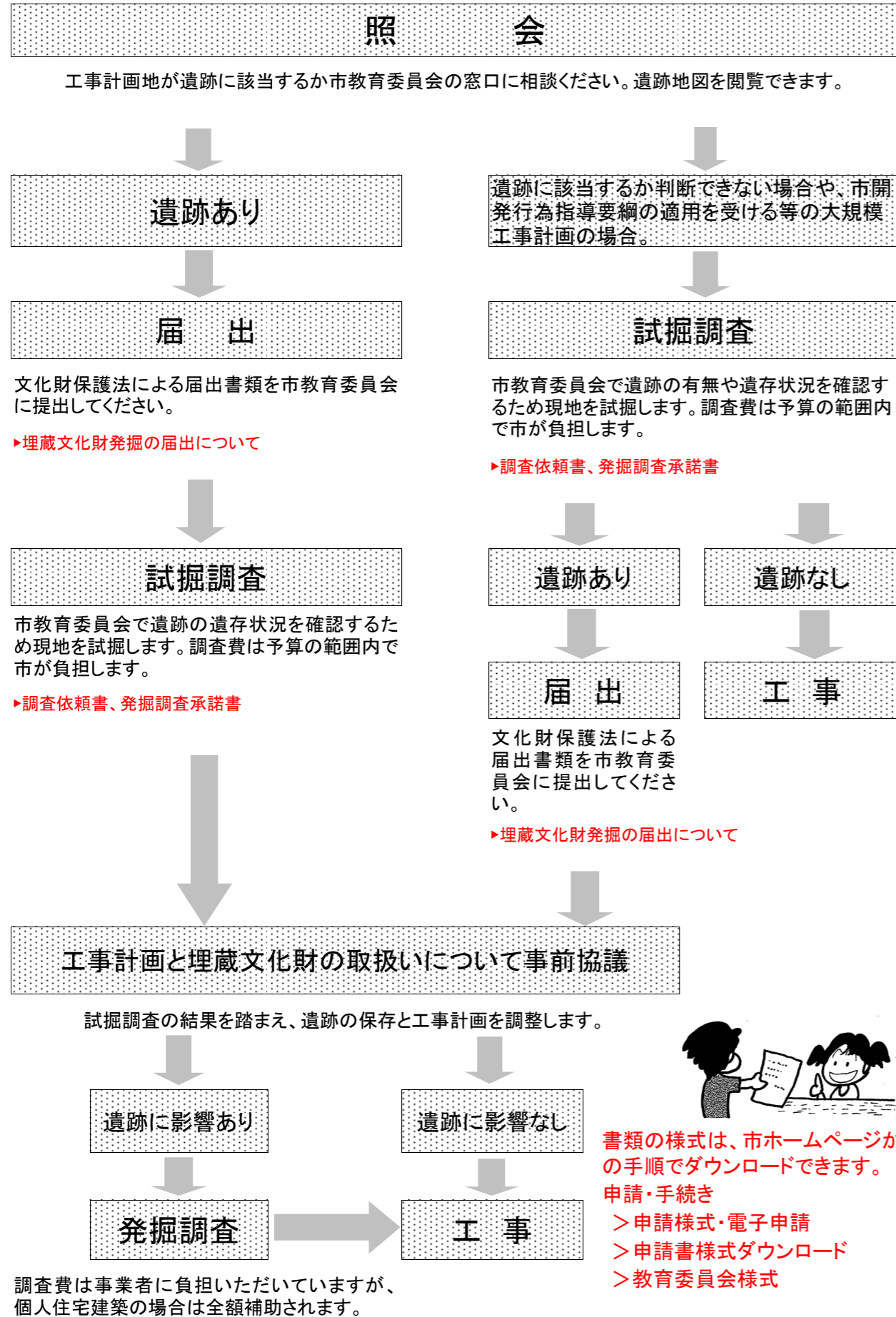


工事と埋蔵文化財手続きの流れ



遺跡での工事は届出が必要です



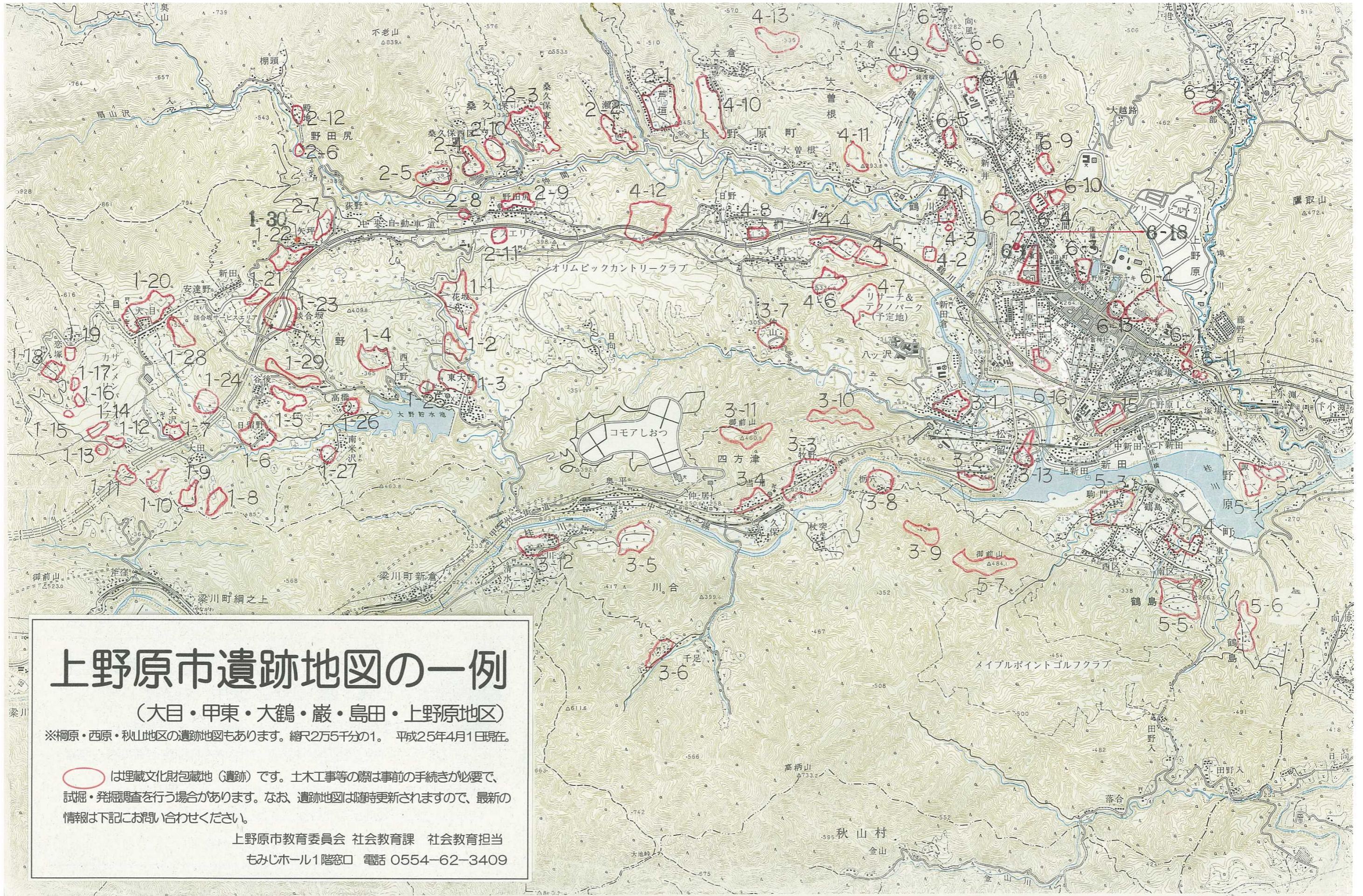
矢坪地区の畑で見つかった西ノ原古墳(7世紀)の石室

遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）で工事を行なう方には、文化財保護法の届出義務があります。届出期限は工事開始60日前までと定められていますが、事前の発掘調査が必要となる場合もありますので、工事を計画する場合は市教育委員会窓口へ早めにご相談ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。



市内163ヶ所で遺跡が確認されています。写真は上野原地区で出土した奈良・平安時代の土器です。

お問い合わせ・相談窓口
 山梨県上野原市上野原3832番地 もみじホール1階窓口
 上野原市教育委員会 社会教育課 社会教育担当
 電話：0554-62-3409 FAX：0554-63-4772



上野原市遺跡地図の一例

(大目・甲東・大鶴・巖・島田・上野原地区)

※桐原・西原・秋山地区の遺跡地図もあります。縮尺2万5千分の1。平成25年4月1日現在。

○ は埋蔵文化財包蔵地(遺跡)です。土木工事等の際は事前の手続きが必要で、試掘・発掘調査を行う場合があります。なお、遺跡地図は随時更新されますので、最新の情報は下記にお問い合わせください。

上野原市教育委員会 社会教育課 社会教育担当
 もみじホール1階窓口 電話 0554-62-3409